

ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

●控除の対象

- ・令和2年1月から12月までに納められた保険料(過年度分や追納された保険料も含む)
- ・ご家族の負担すべき国民年金保険料をお支払いされている場合、その保険料

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

令和2年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納められた方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られる予定です。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。また、令和2年10月1日から12月31日までに、今年初めて国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。

○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012
 保険健康課 0495-77-2113
 地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。
 予約受付専用番号 0570-05-4890



かみかわの歴史・発見！

第20回 丹党安保氏の居館 安保氏館跡

問合せ 生涯学習課 文化財担当 ☎0274-52-2586 FAX0274-52-2586

安保氏は平安時代の終わり頃、武蔵七党の丹党に属する新里綱房の次男である美光が、安保郷(大字元阿保付近)に居住して「安保」を名のったことにはじまります。今回紹介する安保氏館跡は大字元阿保に所在し、鎌倉時代から戦国時代末まで続く安保惣領家※の居館跡と考えられています。

昭和63(1988)年と平成4(1992)年に発掘調査が行われ、館跡の規模が東西約160m、南北約230mとわかりました。室町時代の館からは、堀跡、掘立柱建物跡、井戸跡、鍛冶遺構が検出され、かわらけと呼ばれる土器や愛知県常滑市周辺で焼かれた陶磁器が出土しています。戦国時代になると館は内堀と土塁などにより複郭化し、規模が大きくなります。かわらけや内耳鍋、愛知県瀬戸市周辺で焼かれた陶磁器の他に中国で作られた陶磁器が多く出土しました。遠く離れた中国で作られた陶磁器が神川の地で発見されるということは、安保一族が大きな力を持ち、様々な場所と交流をおこなっていた証拠です。



安保氏館跡
平成4(1992)年発掘調査時

※惣領家…現在でいう「本家」。一族の中心となる血筋の家。

安保氏館跡などから出土した遺物の一部は現在、本庄早稲田の杜ミュージアムで開催中の地域連携展「室町・戦国期の児玉・深谷地域」に出品中ですので、足を運んでみてはいかがでしょうか。

人事行政の運営等について公表します

問合せ 総務課 職員担当 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

「神川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、当町の人事行政の運営等についてお知らせします。制度の公平性・透明性を高め、町民の皆様にご理解をいただくことを目的としています。

1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(令和2年度)

一般行政職4名(うち男性1名、女性3名)

(2) 部門別職員数の状況

		職員数		増減数	
		令和元年度	令和2年度		
普 通 会 計	一 般 行 政	議 会	2	2	0
		総 務	29	31	2
		税 務	11	11	0
		労 働	0	0	0
		農林水産	7	7	0
		商 工	3	3	0
		土 木	10	10	0
		民 生	29	29	0
		衛 生	13	13	0
		計	104	106	2
会 公 計 営 企 業 部 門 等	教 育	21	21	0	
	普 通 会 計 計	125	127	2	
会 公 計 営 企 業 部 門 等	病 院	5	0	▲5	
	水 道	4	4	0	
	下 水 道	1	1	0	
	そ の 他	11	13	2	
	公営企業等会計部門計	21	18	▲3	
合 計		146	145	▲1	

2. 職員の人事評価の状況

(1) 評価方法

- ①能力評価…評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価
- ②業績評価…職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価

(2) 評価期間 毎年4月1日～翌年3月31日まで

(3) 評価結果の活用 被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用

3. 職員の給与の状況

(1) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与(給料と諸手当)月額の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.4 歳	303,700 円	351,400 円

②職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	188,700 円	171,700 円	160,100 円

(2) 職員の手当の状況(令和元年度)

- ①期末・勤勉手当
 - i 1人あたり平均支給額 1,448千円
 - ii 支給割合 期末手当2.60月分 勤勉手当1.90月分
- ②退職手当 平均支給額 16,242千円
- ③諸手当

手当名	支給単価(月額)	支給実績(総額)	支給職員1人あたり平均支給年額
扶養手当	6,500~10,000円	14,814 千円	250 千円
住居手当	借家14,500円~27,000円	7,698 千円	108 千円
	持ち家 3,500 円		
通勤手当	自動車 2,000円~18,700円	7,486 千円	74 千円
管理職手当	課長級: 53,000円 課長補佐級: 35,000円	20,676 千円	502 千円

(3) 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等
給 料	町長 578,400 円(減額前 723,000円)
	副町長 540,900 円(減額前 601,000円)
	教育長 508,500 円(減額前 565,000円)
期末手当	共通 4.50 月分 役職加算 15%

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの職員の年次有給休暇の平均取得日数は6日1時間であり、平成30年(6日2時間)より1時間減少しました。

(2) 時間外勤務の状況(令和元年度)

職員1人あたりの時間外勤務 月平均7.4時間

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

令和元年度は分限処分(休職処分)、懲戒処分(減給処分)はありませんでした。

6. 職員の退職管理の状況

再就職者が就職先である企業等のために現職職員に働きかけを行うことは公務の公正およびこれらに対する住民の信頼を損ねるおそれがあるため、離職後に企業等に再就職した元職員による働きかけが禁止されています。

7. 公平委員会の業務の状況

令和元年度において、職員からの勤務条件に関する措置の要求、ならびに不利益処分に関する不服申立ての事由はありませんでした。